

# 大阪府精神障がい者 社会生活適応訓練事業について

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課  
就労・IT支援グループ



# 精神障がい者社会生活適応訓練事業（以下「社適」）とは

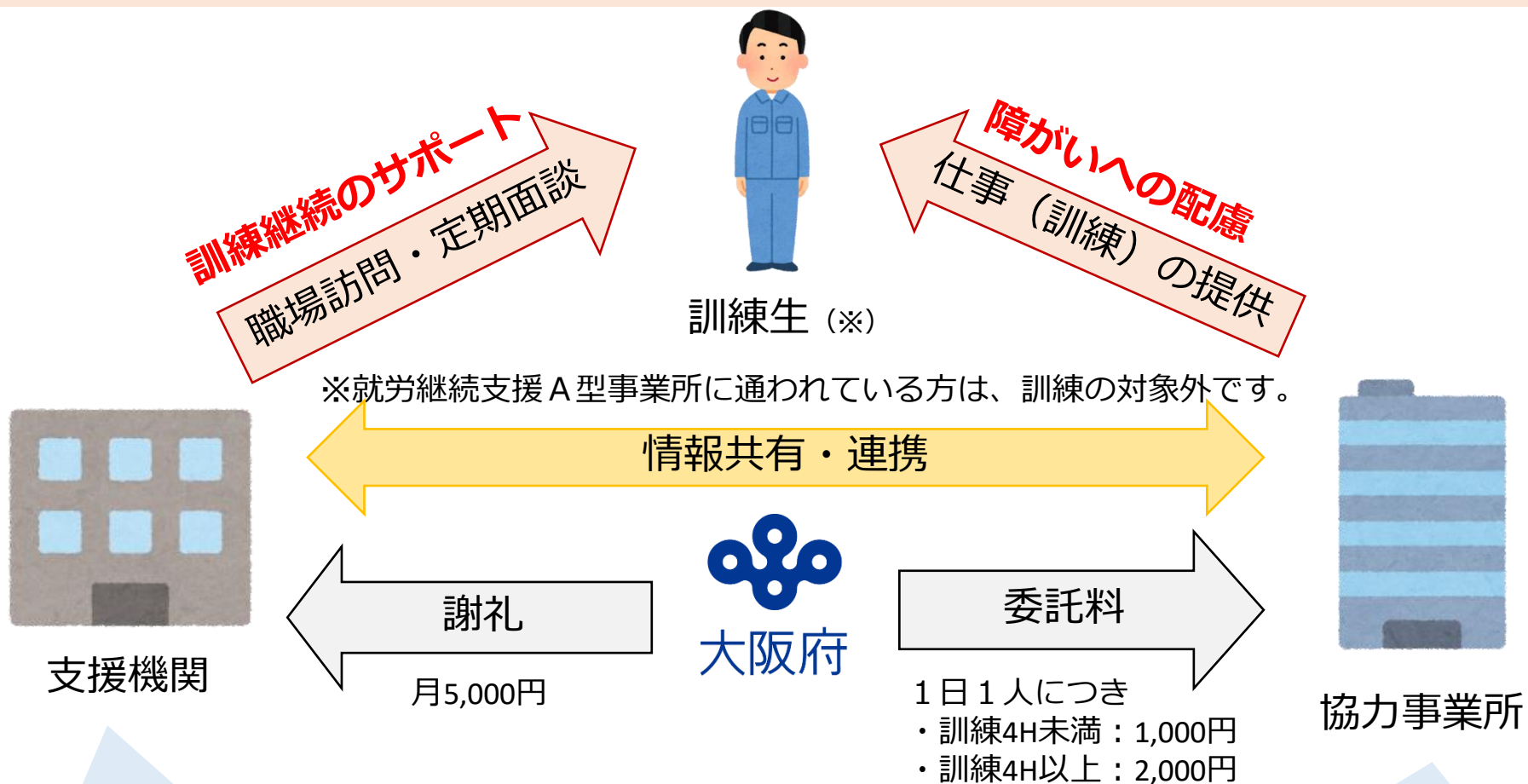
精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、企業などでの仕事を通じて、社会参加や就労に向けた訓練を行うことができる事業です。（原則6ヶ月、最長2年間）

## 訓練を受けることができる方

次の3つを満たす方が対象です。

- 大阪府内（大阪市、堺市除く）にお住まいの方
- 精神科、心療内科等の医療機関に通院中の方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている方または自立支援医療が適応されている方

# 社適の訓練システム



障がい福祉サービス事業所  
障害者就業・生活支援センター  
地域活動支援センター  
デイケア、クリニックなど

精神障がい者の訓練受入れに  
理解がある事業所

# 訓練の流れ【2つのコース】

- ・ 訓練は、下記コースいずれも、原則6ヶ月間（※）
  - ・ 訓練期間を延長する場合は、その可否についての審査あり
  - ・ 両方のコースで訓練を行うと、最長2年間の訓練が可能
- ※社会参加コースは、3ヶ月間の訓練から始めることが可能

## 社会参加コース

週1日、1日3時間から訓練可能

「訓練を受けることができる方」全てを対象としたコースで、就労準備のためだけでなく、本人の生きがいや経験の幅を広げる機会とすることができます。

病院やデイケアなどに通いつつ、社会に出る一歩を踏み出したい！

最長1年

## 就労準備コース

週3日、1日4時間から訓練可能

1週間以上の職場実習の経験がある方や、3ヶ月以上障がい福祉サービス事業所などへ通っている方が対象で、就労準備性を高めることができます。

就労継続支援事業所などに通いつつ、就職をめざしたい！

最長1年

# 訓練の例



清掃



工場での検品



倉庫内の商品整理



オフィスでのパソコン入力



リネン交換

# 社適を利用するメリット

## 本人の状態に合わせた訓練ができる

本人の体調等に合わせた訓練日数や訓練時間の設定が可能です（週1日・3時間から）。  
就労準備のためだけでなく、本人の生きがいや経験の幅を広げる機会とすることができます。

### 訓練生の声

朝早く起きて、夜寝ることが習慣になりました。昼間に体を動かすことで、幻聴などの症状が軽くなったように感じます。

社会に出る前に、自分が本当にやっていけるのかを確かめたり、失敗できる機会を得られたことで、自信がつけました。

今は清掃の仕事に就いています。訓練を通して学んだ清掃の技術がとても役に立っています。

今まではつい無理をしてしまい、しんどくなっていました。訓練を通して、自分のペース配分を考えながら働けるようになりました。

# 社適を利用するメリット

## 長い訓練期間

### 通常の職場実習は...

実習期間が1, 2週間であることが多く、病状の波やその対処法を理解することが難しい。

### 社適は...

## 長期間（原則6ヶ月間、最長2年間）の訓練が可能

### 【訓練生・支援機関にとっては】

長期的かつ実践的な訓練環境で、生活リズムを整えたり、様々な経験を積んだりすることで、本人の障がいや病状、体調の波に応じた対処法の理解を深めることができます。

### 【協力事業所にとっては】

精神障がいのある方を雇用するにあたり必要な配慮や対処などへの理解を、少しずつ深めることができます。

# 社適を利用するメリット

「チェックシート」により期待される訓練効果  
(支援機関・企業からのフィードバック)

訓練中は「社会生活適応訓練事業 チェックシート」を毎月作成

訓練生の目標、現状や課題について、訓練生・支援機関・協力事業所・ケース検討会議・大阪府で共有

どのように訓練を続けていくか、どのような支援・サポートを続けていくかを都度確認し、訓練効果を高め、訓練生の目標の達成に繋げる。

(様式第4号) 社会生活適応訓練事業 チェックシート

(訓練開始時に設定した目標)

訓練を通して様々な作業を経験することで、自分の得意不得意や環境への適性を見極める。

(訓練開始3ヶ月後に目標を見直した場合は、その目標)

医師の指示通りに服薬・通院を続けることで、安定して出勤できる力を身につける。

※訓練開始から3ヶ月が経過したら、改めて目標を振り返りましょう。状況に応じて、目標を見直ししても構いません。

次のことについて、「×」「○」「◎」で評価をしてください。  
(×: わからない・あてはまらない ○: あてはまる ◎: よくあてはまる)

	本人	支援者
<b>A: からの健康を管理する力 (小計)</b>	8	7
1 1日3回食を食べている。	◎	◎
2 毎日、たいたい決まった時間に寝て、起きられる。	◎	◎
3 体の不調時(風邪・頭痛・腰痛など)に対処できる。	○	○
4 シャワーや入浴で、清潔に保っている。	◎	◎
5 1日に3~4時間活動できる体力がある。	◎	◎
<b>B: こころの健康を管理する力 (小計)</b>	2	2
6 定期的に通院することができる。	○	○
7 (薬があれば) 指示通りに服薬できる。	○	○
8 病状が悪化する時のサイン(鏡子を崩す前触れ)に気づき、それに対処することができる。	×	×
9 病状の悪化に自分で対処できない場合、他者に相談できる。	×	×
10 自分の障がいや病状について説明できる。	×	×
<b>C: 日常生活をおくる力 (小計)</b>	5	6
11 身だしなみに気を使うことができる。	○	◎
12 身の回りのそうじや片づけができる。	○	○
13 買い物に行くことができる。	○	○
14 計画的にお金を使うことができる。	○	○
15 余暇・趣味などで気晴らしができる。	○	○
<b>D: 社会生活をおくる力 (小計)</b>	3	5
16 その場や相手に合わせたあいさつができ、敬語が使える。	○	○
17 体調が悪い時には、そのことを伝えて休養することができる。	×	○
18 素直に謝ることができる。	○	○
19 わからないことを客席の人に聞くことができる。	○	○
20 支援者に困りごとを相談できる。	×	○
<b>E: 働き続ける力 (小計)</b>	7	6
21 決められた日に、時間通り出勤できる。	○	○
22 働きたいという気持ちがある。	◎	◎
23 職場のルールを守ることができる。	◎	◎
24 仕事の終了を報告できる。	◎	◎
25 教えられたとおり仕事ができる。	○	○

そのために B こころの健康を管理する 力を特に伸ばしたい。

×: 0点、○: 1点、◎: 2点で計算し、一番上の欄に合計を書きます。  
合計点数を下の五角形の同じ記号のところに印をつけて、点と点を結んで下さい。

**【本人】**

**【支援者】**

訓練生コメント欄

様々な作業を経験する中で、○○の作業が得意な気持ちになりました。今月は集中して作業に取り組むことができました。他の人と協力する作業では、うまくコミュニケーションが取れず、しんどくなり、早退することがありました。前回の受診で薬の種類が増えたので、来月は服薬管理を頑張って、休まず訓練に参加したいです。

協力事業所コメント欄 (担当者氏名: 企業 次郎)

○○の作業は、スピードも速く、丁寧に仕上げるできていました。他の人と協力する作業では、こちらから見ている限りでは、うまくコミュニケーションが取れていたように感じます。今後、体調が戻るまでは、一人でできる○○の作業時間を増やしましょう。

支援者コメント欄 (担当者氏名: 支援 花子)

自己肯定感が低いように思います。できていくことは多いので自信を持てるようになってほしいです。新しい薬に慣れるまでは体調の変化もあると思います。訓練中にしんどくなった時は周りの人に相談しましょう。服薬・通院については訪問看護の方にも協力してもらい、支援を続けていきたいです。

訓練生氏名: 訓練 太郎 作成日: 令和3年11月30日



# 社適を利用するメリット

## ケース検討会議のスーパーバイズ機能

### ケース検討会議の委員

- 精神科医師
- 障害者就業・生活支援センター
- こころの健康総合センター
- 大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 上席調査役

訓練開始の可否だけでなく、訓練の進め方、支援のポイント、  
注意すべきこと等のアドバイスを受けることができます。

# 利用実績

## 直近5年間の利用実績

年度	訓練生数	訓練受入 協力事業所数	修了者数	うち就職者数 (就職率)
R1	22名	14か所	15名	5名 (33%)
R2	21名	15か所	15名	6名 (40%)
R3	10名	6か所	7名	3名 (43%)
R4	18名	16か所	16名	4名 (25%)
R5	17名	15か所	9名	2名 (22%)
R6	13名	11か所	8名	2名 (25%)

※令和6年11月時点

# よくある質問

**Q1** 障がい福祉サービスを利用しながら訓練を受けることは可能ですか。

**A1**

可能です。

支援機関へは、訓練生への支援（協力事業所への訪問、自事業所内での面談等）に対し、大阪府から謝礼（月5,000円）を支払います。

就労移行支援事業所、就労継続支援 B 型事業所が支援機関として訓練生の支援をされる場合、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（令和 6 年 3 月 29 日付障障発 0330 第 2 号）の 2（1）に規定される要件を満たしていれば、本事業の訓練に係る支援を「施設外支援」として基本報酬の算定に含めることができます。

ただし、その場合、本事業の訓練に係る支援機関への謝礼については受け取ることができません（請求できるのはどちらか一方のみです。）。

なお、就労継続支援 A 型事業所に通われている方は本事業の対象外です。

# よくある質問

**Q2** 訓練費用はかかりますか？

**A2** かかりません。  
ただし、訓練場所へ通うための交通費や昼食代などは自己負担です。

**Q3** 訓練中に事故や怪我があったら？

**A3** 全ての訓練生に対し、傷害保険・損害賠償保険に加入しています。

# 協力事業所への登録の流れ

「協力事業所登録申請書」を大阪府へ提出



大阪府にて提出書類の確認



承認/不承認の決定



承認の場合

**協力事業所の登録完了**

協力事業所の登録後、初めて訓練生を受け入れていただく際に、大阪府が現地確認に伺います。

# 訓練開始までの流れ

	訓練開始前々月の 10日まで	→	訓練開始前月の 第2金曜日まで	→	訓練開始前月の 20日頃
訓練希望者	① 支援機関に訓練の希望を伝える	→	⑤ 協力事業所の見学		
支援機関	② 訓練希望者と訓練意向の確認 ③ 大阪府へ連絡	→	⑤ 協力事業所の見学 ⑥ 必要書類を取りまとめ、大阪府へ提出	→	⑧ ケース検討会議に参加（オンライン）
協力事業所	訓練希望先の企業が協力事業所に登録されていない場合は、並行して協力事業所への登録を行う	→	⑤ 見学の受入れ ※協力事業所の登録後、初めて訓練を受入れる場合は大阪府が現地確認に伺います		
大阪府			④ 支援機関・訓練先企業間の訓練生受入れに向けた調整 ⑦ 提出書類の内容について支援機関へヒアリング	→	⑨ ケース検討会議で意見を聞き、訓練開始の承認/不承認の決定

大阪府が  
訓練実施を  
承認したら...

**訓練  
スタート!**



# 訓練開始にあたり必要な書類

## 【訓練申請時】

申請者（本人）	支援機関	協力事業所	主治医等
社会生活適応訓練申請書	支援機関の意見書	<ul style="list-style-type: none"><li>府暴力団排除条例に係る誓約書</li><li>「社会生活適応訓練申請書」に訓練生受入承諾の旨記載</li></ul>	主治医等の意見書
社会生活適応訓練事業チェックシート			—

支援機関が取りまとめ、大阪府へ提出

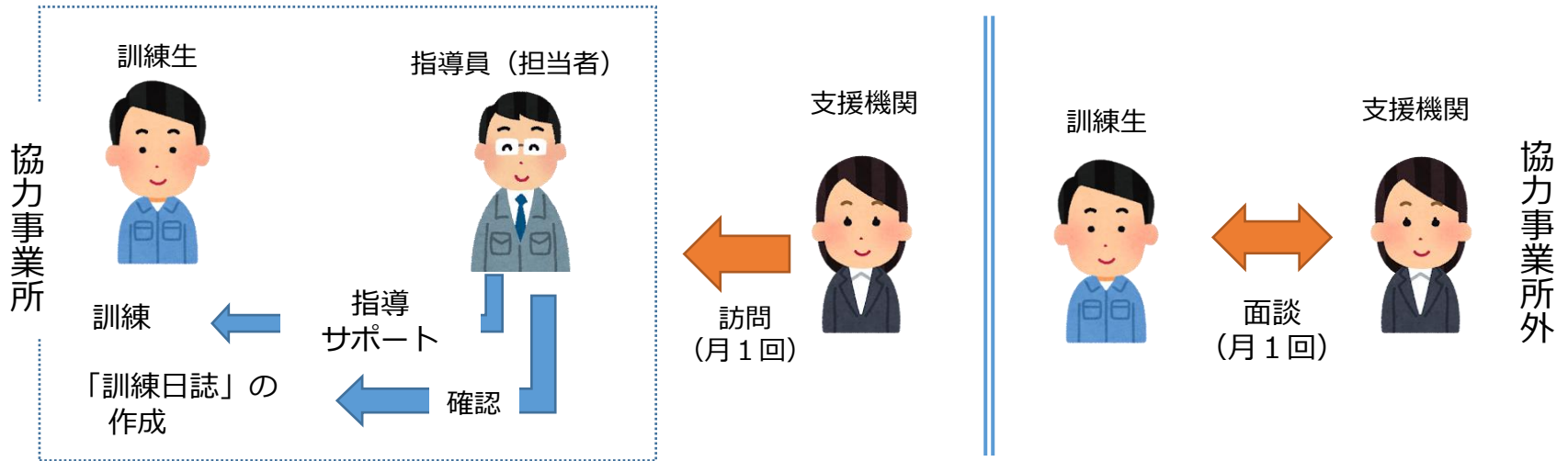
## 【訓練開始決定後】

支援機関	協力事業所
<ul style="list-style-type: none"><li>債権債務者登録依頼書（謝礼振込口座の登録）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>社会生活適応訓練委託契約書</li><li>個人情報の取り扱いに係る作業責任者届出書</li><li>債権債務者登録依頼書（委託料振込口座の登録）</li></ul>

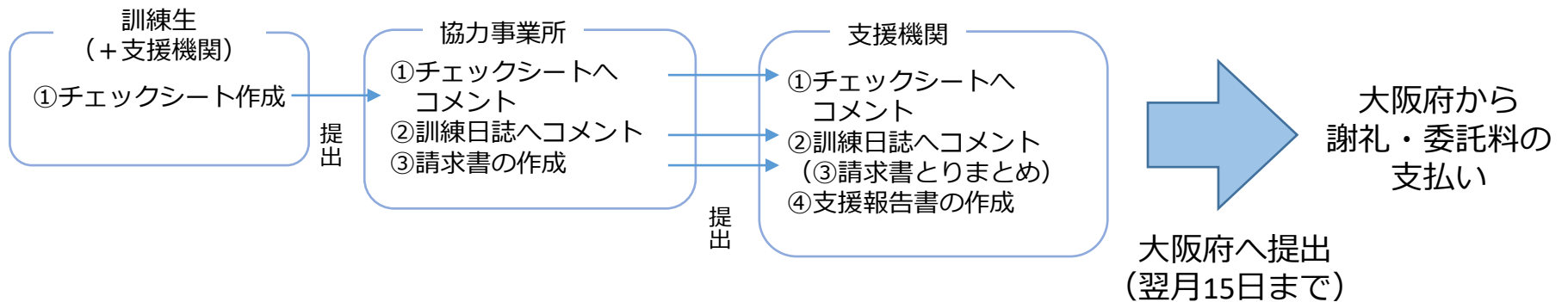
各々から大阪府へ提出

# 毎月の訓練の流れ・提出書類等

## 訓練中



## 月末





# 問合せ先

社適の訓練を  
利用したい！

協力事業所に  
登録したい！

などなど...

社適に興味を持っていただきましたら、  
ぜひお気軽にお問い合わせください！

(事務局)

**大阪府 福祉部 障がい福祉室**  
**自立支援課 就労・IT支援グループ**



©2014 大阪府もずやん

電話：06-6944-9177

F A X：06-6942-7125

H P： <https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html>



大阪府 社適